医療機関のみなさまへ (麻しん)

1.診断にあたって

届出基準に合致する麻しん症例は、直ちに保健所に届出を提出してください。

○届出のために必要な要件

麻しん (検査診断例)	届出に必要な臨床症状*1の3つすべてを満たし、かつ、届出に必要な病原体診断*2のいずれかを満たすもの。
麻しん (臨床診断例)	届出に必要な臨床症状*1の3つすべてを満たすもの。
修飾麻しん(検査診断例)	届出に必要な臨床症状※1の 1 つ以上を満たし、かつ、届出
	に必要な病原体診断※2のいずれかを満たすもの。

※臨床症状:①麻しんに特徴的な発疹、②発熱、③カタル症状(咳嗽、鼻汁、結膜充血等)

○届出に必要な病原体診断

検査方法	検査材料	
分離・同定による病原体の検出	咽頭拭い液、血液、髄液、尿	
検体からの直接 PCR 法による病原体の遺伝子の検出		
抗体の検出(IgM 抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又	血清	
は抗体価の有位上昇)	皿 .佣	

2.保健所との連携について

- ① 届出受理後の行政検査(PCR 検査)のための、**検体(咽頭拭い液、血液、尿)の確保** にご協力ください。(※確保後は 4°Cで冷蔵保存をお願いします。)
- ② 麻しんワクチン接種歴の確認をお願いします。(可能な限り母子手帳等の記録による確認をお願いします。)
- ③可能な限り、麻しん患者との接触歴の確認をお願いします。

3.患者さんへの指導について

- ① 二次感染予防対策について患者さんへのご指導をお願いします。
- ② 保健所から連絡がある旨をお伝えください。

(参考)

厚生労働省:感染症法に基づく医師及び獣医師の届出について

(https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-05-14-03.html)

厚生労働省通知:「麻しんの検査診断について」健感発1111第2号

(https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/tsuuchi_101111_01.html)

国立健康危機管理研究機構:麻疹対策・ガイドラインなど:麻しん発生状況に関する注意喚起 (https://id-info.jihs.go.jp/relevant/vaccine/measles/040/guidelines.html)